



(一) 一の七一、一の七二、二の一、二の二、五〇八の一から五〇八の三まで、五〇九、五一二、岡部字四ツ石二の一、二の六、三の一、渡利字浜見山一五、一六、一七の一、一八から二五まで、大笛生字銀山二七の八、二七の一〇、二七の一、二七の二三から二七の一八まで、二七の二〇、字片平一から五まで、六の一から六の三まで、六の三六、七、八、一〇の一、一〇の二、一

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇八の二、字阿部割沢三（次の図に示す部分に限る。）、字四ツ石三の一、字浜見山二〇から二五まで、字銀山二七の一、字片平二から四まで、七、八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のもととする。

(4) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その面図及び関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて総覽に供する。

○ 林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣 鈴木 売和  
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島県東白川郡矢祭町大字東館字南沢五五の二、五五の三、五六、五六の二、五六の三、大字山下字太鼓堂一の一、一の二、大字中石井字小野沢三三三の二、三三四、三三五、三三六の二、三三六の三、三三七の二、三三七の三、三六の一、三三七の二、三三八、三四三、三四四の二、三四五の二、三四八から三五一まで、大字下石井字沼畑一八〇、二一七の二、三一一

から三一七まで、三一八の一から三一八の三まで、三一九の一、三一九の二、三三〇の一、三一の四、三三三の一、三四四、三四五、三九〇の一、字前ヶ作一六、一七、一八の一、六七の一、六八から七三まで、字仲二〇八、二〇九、二一八、二二〇、三一八から三二〇まで

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

令和七年十一月五日

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北海道夕張市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（次の図）及び（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出分に限る。

(三) の防備  
1 変更後の指定施業要件  
(1) 紀北町 (次の図に示す部分に限る。)  
その他の森林については、主伐は、択伐による。  
(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伐採種を定めない。  
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次の一) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。 )  
○農林水産省告示第千六百五十二号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和七年十一月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
三重県いなべ市(国有林。次の図に示す部分に限る)、亀山市(次の図に示す部分に限る)、  
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次の一) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 )







| 位<br>名                |  | 位<br>名                |                                      | 位<br>名                               |                       | 位<br>名                |                       | 位<br>名                 |                       | 位<br>名                |  |
|-----------------------|--|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| 廢<br>止<br>年<br>月      | 東<br>北<br>所<br>在<br>地                    | 廢<br>止<br>年<br>月      | 東<br>北<br>所<br>在<br>地                | 廢<br>止<br>年<br>月                     | 東<br>北<br>所<br>在<br>地 | 廢<br>止<br>年<br>月      | 東<br>北<br>所<br>在<br>地 | 廢<br>止<br>年<br>月       | 東<br>北<br>所<br>在<br>地 | 廢<br>止<br>年<br>月      | 東<br>北<br>所<br>在<br>地                    |
| 日<br>經<br>緯           | 地<br>置<br>稱                              | 日<br>經<br>緯           | 地<br>置<br>稱                          | 日<br>經<br>緯                          | 地<br>置<br>稱           | 日<br>經<br>緯           | 地<br>置<br>稱           | 日<br>經<br>緯            | 地<br>置<br>稱           | 日<br>經<br>緯           | 地<br>置<br>稱                              |
| 令和七年三月十日              | 松山港外港新ふ頭二号岸壁立標<br>愛媛県松山港第二区（外港新ふ頭二号岸壁先端） | 三三一五〇一五六<br>一三三一四一―四三 | 白色塔形<br>地上から構造物の頂部まで五・四メートル          | 設置年月<br>事日                           | 令和七年七月三十一日            | 一火（緑色）が設置されていいる。      | この立標の上部に簡易な灯          | 一四一〇三七一五九<br>一四〇一〇〇一四二 | 二 愛媛県港湾管理事務所管理        | 令和七年三月十日              | 松山港外港新ふ頭二号岸壁立標<br>愛媛県松山港第二区（外港新ふ頭二号岸壁先端） |
| 令和七年三月十日              | 北海道礼文郡礼文町（東上泊漁港東防波堤外端）                   | 四五一二四一五七<br>一四一〇三一五一  | 東上泊漁港東防波堤仮設灯台                        | 東上泊漁港東防波堤仮設灯台                        | 令和七年三月六日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）      | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域B     | 三五一三七一五九<br>一四〇一〇〇一一二  | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域C     | 令和七年三月十日              | 北海道礼文郡礼文町（東上泊漁港東防波堤外端）                   |
| 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）                         | 三五一三八一〇三<br>一四〇一〇〇一二七 | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域C                    | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域B                    | 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）      | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域H     | 三五一三七一五五<br>一四〇一〇〇一四二  | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域D     | 令和七年三月十一日             | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域F                        |
| 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）                         | 三五一三八一〇三<br>一四〇一〇〇一二七 | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域C                    | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域B                    | 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）      | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域I     | 三五一三七一五四<br>一四〇一〇〇一三七  | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域G     | 令和七年三月十一日             | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域A                        |
| 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）                         | 三五一三七一四七<br>一四〇一〇〇一二七 | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域K                    | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域J                    | 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）      | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域G     | 三五一三七一五五<br>一四〇一〇〇一四七  | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域D     | 令和七年三月十一日             | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域E                        |
| 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）                         | 三五一三七一四七<br>一四〇一〇〇一二七 | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域J                    | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域I                    | 令和七年三月十日              | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）      | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域G     | 三五一三七一五五<br>一四〇一〇〇一四七  | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域D     | 令和七年三月十一日             | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域A                        |
| 令和七年三月十日              | 美々津港東冲えひめ一号浮魚礁<br>の東方約六七キロメートル（宮崎県日向市）   | 三二一九一五<br>一三三一九一五     | 美々津港東冲えひめ一号浮魚礁<br>の東方約七・八キロメートル      | 美々津港東冲えひめ一号浮魚礁<br>の東方約七・八キロメートル      | 令和七年三月十一日             | 千葉県千葉港千葉区（千葉灯標ル）      | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域J     | 三五一三七一四三<br>一四〇一〇〇一三二  | 千葉県千葉港幕張沖第二埋戻し区域J     | 令和七年三月十一日             | 美々津港東冲えひめ一号浮魚礁<br>の東方約六七キロメートル（宮崎県日向市）   |
| 令和七年三月十一日             | 朝日港西宝伝東防波堤灯台<br>岡山県岡山市（朝日港西宝伝東防波堤外端）     | 三四一三五一〇六<br>一三四一〇六一〇五 | 朝日港西宝伝東防波堤灯台<br>岡山県岡山市（朝日港西宝伝東防波堤外端） | 朝日港西宝伝東防波堤灯台<br>岡山県岡山市（朝日港西宝伝東防波堤外端） | 令和七年四月十八日             | 防波堤標示                 | 防波堤標示                 | 三四一三五一〇七<br>一四〇一〇〇一三二  | 防波堤標示                 | 令和七年四月十八日             | 防波堤標示                                    |
| 記<br>撤<br>去<br>年<br>月 | 東<br>北<br>所<br>在<br>地                    | 記<br>撤<br>去<br>年<br>月 | 東<br>北<br>所<br>在<br>地                | 記<br>撤<br>去<br>年<br>月                | 東<br>北<br>所<br>在<br>地 | 記<br>撤<br>去<br>年<br>月 | 東<br>北<br>所<br>在<br>地 | 記<br>撤<br>去<br>年<br>月  | 東<br>北<br>所<br>在<br>地 | 記<br>撤<br>去<br>年<br>月 | 東<br>北<br>所<br>在<br>地                    |
| 事<br>日<br>經<br>緯      | 地<br>置<br>稱                              | 事<br>日<br>經<br>緯      | 地<br>置<br>稱                          | 事<br>日<br>經<br>緯                     | 地<br>置<br>稱           | 事<br>日<br>經<br>緯      | 地<br>置<br>稱           | 事<br>日<br>經<br>緯       | 地<br>置<br>稱           | 事<br>日<br>經<br>緯      | 地<br>置<br>稱                              |
| 一時変更                  | 北電知内発電沖第一号浮標                             | 北電知内発電沖第一号浮標          | 北電知内発電沖第一号浮標                         | 北電知内発電沖第一号浮標                         | 北電知内発電沖第一号浮標          | 北電知内発電沖第一号浮標          | 北電知内発電沖第一号浮標          | 北電知内発電沖第一号浮標           | 北電知内発電沖第一号浮標          | 北電知内発電沖第一号浮標          | 北電知内発電沖第一号浮標                             |
| 令和七年六月五日              | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル）                    | 一四〇一九一七<br>一四一三五一〇〇   | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル）                | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル）                | 令和七年六月五日              | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル） | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル） | 一四〇一九一七<br>一四一三五一〇〇    | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル） | 令和七年六月五日              | 北海道上磯郡知内町（東方約九キロメートル）                    |

国会事項

**議案提出** 十月三十一日議員から提出した議案は次のとおりである。  
飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案（吉田はるみ外四名提出）  
**質問書提出** 十月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
P.F.A.S（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する質問主意書（宮川伸提出）  
揮発油税率等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問主意書（屋良朝博提出）  
朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問主意書（屋良朝博提出）  
**答弁書受領** 十月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員日野紗里亞提出就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問に対する答弁書  
**衆議院議員早稻田ゆき提出事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問に対する答弁書**  
衆議院議員上村英明提出東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問に対する答弁書  
**衆議院議員平岩征樹提出防衛装備移転円滑化基金に関する質問に対する答弁書**  
衆議院議員平岩征樹提出マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員平岩征樹提出護衛艦すつきの意図しない中国領海侵入事案に関する質問に対する答弁書  
**衆議院議員平岩征樹提出推薦依頼と事前運動の関連に関する質問に対する答弁書**  
衆議院議員平岩征樹提出暗号資産に対する基本的な認識に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員平岩征樹提出幹部自衛官の充足に関する質問に対する答弁書  
**衆議院議員八幡愛提出文化庁が「クリエーター」や権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問に対する答弁書**

衆議院議員八幡愛提出防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出盜撮犯罪の被害拡大に応する包括的法整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出生活保護世帯における大学進学制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出スポットワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問に対する答弁書

### 議事日程

十一月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第三号

令和七年十一月四日（火曜日）午後一時開議

### 参 議 院

一 国務大臣の演説に対する質疑

#### 答弁書受領

十月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出奨学金返還に係る負担軽減策に関する質問に対する答弁書（第一号）

参議院議員塩村あやか提出痛くない乳がん検診に関する質問に対する答弁書（第二号）

参議院議員塩村あやか提出物価高対策としてのエネルギー自給率向上及び産業基盤強化等の必要性に関する質問に対する答弁書（第三号）

参議院議員塩村あやか提出匿名・流動型犯罪グループに関する質問に対する答弁書（第四号）

参議院議員塩村あやか提出地方公共団体による介護職員の直接採用に関する質問に対する答弁書（第五号）

参議院議員塩村あやか提出マンションの管理適正化に関する質問に対する答弁書（第六号）

参議院議員山本太郎提出トランプ関税交渉におけるボーリング機大量購入に関する質問に対する答弁書（第七号）

参議院議員山本太郎提出日本各地における再工場開発への反対運動及び戦略的環境アセスメントの法制化に関する質問に対する答弁書（第八号）

参議院議員山本太郎提出奨学金受給者の生活実態調査及び奨学金返負担と少子化との関係に関する質問に対する答弁書（第九号）  
 参議院議員山本太郎提出米価格高騰及び米の増産に関する質問に対する答弁書（第一二号）  
 参議院議員百田尚樹提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問に対する答弁書（第一二号）  
 参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事代金未払企業を二〇二七年国際園芸博覧会の「GX House サプライヤー」に認定していることに関する質問に対する答弁書（第一三号）  
 参議院議員石垣のりこ提出麻薬取締部における捜査情報の漏えいに関する質問に対する答弁書（第一四号）  
 参議院議員石垣のりこ提出物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したポイント還元・付与事業が物価上昇につながる懸念に関する質問に対する答弁書（第一五号）  
 参議院議員山本太郎提出消費減税の実施に関する質問に対する答弁書（第一六号）  
 参議院議員伊勢崎賢治提出ミャンマー国民和解の枠組みにおける日本政府の基本姿勢に関する質問に対する答弁書（第一七号）

## 人事異動

### 内閣

○内閣総理大臣海外出張  
内閣総理大臣高木早苗は十月三十日大韓民国へ出張のため出発した。

(東京地方裁判所判事兼東京家  
庭裁判所判事・立川簡易裁判  
所判事) 判事兼簡易裁判所判  
事 (盛岡家庭裁判所判事兼盛岡地  
方裁判所判事・盛岡簡易裁判  
所判事) 同事 (以上十  
月三十一日)

山崎 克人

所判事 (盛岡家庭裁判所判事兼盛岡地  
方裁判所判事・盛岡簡易裁判  
所判事) 同事 (以上十  
月三十一日)

願に依り本官並びに兼官を免ずる (各通) (以上十  
月三十一日)

## 叙位・叙勲

### ○叙位

正五位に叙する  
正四位に叙する  
正三位に叙する  
正四位に叙する  
正五位に叙する

### 最高裁判所

岡山地方裁判所判事・岡山簡易裁判所判事

森富 義明

荒木 義高

伊藤 泰一

藤田 洋司

小峰 信

宮本 経祥

大林 秀雄

中原 渡辺

多田 邦男

千葉 勘吉

谷川 忠雄

手嶋 綾子

藤井 成美

島村 猛

葛西 芳賀

高野 道博

高野 裕司

岡崎 知名

多留美子 道博

一昭

岩渕 道生

葛西 繁敏

芳賀 隆一

岡崎 榮二

高野 裕司

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

一博

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

一博

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

足立 綱夫

大城 藤六

福島 善久

中原 達郎

高野 德永

福島 達郎

岡崎 正之

足立 綱夫

&lt;p

## 皇室事項

|                                      |                      |                |                 |
|--------------------------------------|----------------------|----------------|-----------------|
| 瑞宝双光章を授ける<br>(各通)                    | 大野 高資<br>林 富男<br>上孝治 | 岡島美智子<br>樋口 嘉和 | 外木場 孝藏<br>峯神 将也 |
| 瑞宝單光章を授ける<br>(各通) (以上九月二十六日)         | 中山 幸正                | 山中 一正          |                 |
| 瑞宝中綬章を授ける<br>(信州大学医療技術短期大学部<br>名譽教授) | 田中 敏章                | 田中 敏章          |                 |
| 瑞宝小綬章を授ける                            | 山田 喜紹                | 山田 喜紹          |                 |
| 瑞宝双生駒悦雄<br>佐々木雅博                     | 遠藤作兵衛<br>相馬政弘        | 日高 紀江          |                 |
| 瑞宝双森新彌                               | 那良 満登                | 前田 利男          |                 |
| 瑞宝單光章を授ける<br>(各通) (以上九月二十七日)         | 町村 時男                | 安田 忠昭          |                 |
| (埼玉県警視)                              | 阿久津孝治                | 遠藤八十一          |                 |
| 瑞宝双光章を授ける<br>(各通) (九月二十八日)           | 葛西 繁敏<br>知名 道博       | 高野林秀雄<br>手嶋綾子  |                 |
| 瑞宝双光章を授ける<br>(各通) (九月三十日)            | 金子 亘                 | 成美             |                 |
| 瑞宝單光章を授ける<br>(川崎市消防司令)               | 村山 一美                |                |                 |
| 瑞宝單光章を授ける<br>(十月一日)                  | 樋上 貴亮                |                |                 |

## 官庁報告

### 官庁事項

#### 関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年11月5日

関東地方整備局長 橋本 雅道

道路の種類 路線名 区間

|      |      |   |
|------|------|---|
| 一般国道 | 138号 | 山梨県南都留郡山中湖村山中字重郎淵237番2から同村平野字向切詰506番637までの上下線   |
| "    | "    | 山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰506番637から同村平野字向切詰506番296までの上り線 |
| "    | "    | 山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰506番296地内の上下線                  |

#### 法務

#### 公証人任免

東京法務局所属公証人青野洋士は願により公証人を命ぜられた。  
公証人西森政一は公証人に任命され、東京法務局所属公証人青野洋士の後任を命ぜられた。(以上十月二十四日) (法務省)

#### 労働

#### 最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月5日

宮城労働局長 松瀬 貴裕

第4号中「1時間1,059円」を「1時間1,125円」に改める。

#### 附則

この決定は、令和7年12月15日から効力を生ずる。

#### 山口労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山口県鉄鋼業・非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月5日

山口労働局長 鈴木 輝美

第4号中「1時間1,116円」を「1時間1,180円」に改める。

#### 附則

この決定は、令和7年12月15日から効力を生ずる。

#### 船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

九州地方交通審議会は、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第5号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第6号）、九州漁業（底びき網）最低賃金（令和7年九州運輸局最低賃金公示第4号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成9年九州運輸局最低賃金公示第8号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812-0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号」あて提出されたい。

1 事業の要旨 最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2 適用する地域 九州運輸局の管轄区域

#### 3 適用する使用者

(1) 国内各港のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所を有する者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

- ① 平水区域を航行区域とする鋼船
- ② 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
- ③ 鋼製はしけ
- ④ 木船

(2) 旅客運送の用に供する船員法第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所を有する者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

- ① 平水区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
- ③ 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3) 前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

- ① 底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第1号及び第2号に掲げる漁業をいう。）
- ② 大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）

令和7年11月5日

九州地方交通審議会会長 柴戸 隆成

## 国 土 誌 紹

## 令和 8 年 不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について

令和 8 年 不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に關し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第3条の規定に基づき、次とおり公告する。

令和 7 年 11 月 5 日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 横山 美夏

|           | 短 答 式 試 験                                | 論 文 式 試 験                        |
|-----------|--|----------------------------------|
| 期 日       | 令和 8 年 5 月 17 日（日）                       | 令和 8 年 8 月 1 日（土）から 8 月 3 日（月）まで |
| 場 所       | 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県 | 東京都、大阪府及び福岡県                     |
| 受験願書の受付期間 | 令和 8 年 2 月 5 日（木）から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで   |                                  |
| 合格発表      | 令和 8 年 6 月 24 日（水）（予定）                   | 令和 8 年 10 月 16 日（金）（予定）          |



## 詔 命 報

## 工 場 財 団

岡山市中区藤原50番地の1 株式会社西日本ア チューマットクリーンの工場財団に岡山市北区御 津虎倉1886番地E・フォレスト岡山工場の機械、 器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき 権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者 は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和 7 年 11 月 5 日 岡山地方法務局

## 相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

## 令和 7 年（家）第 71813 号

東京都世田谷区上北沢4丁目23番1号

申立人 米田しのぶ

本籍東京都世田谷区梅丘2丁目5番、最後の 住所東京都世田谷区松原6丁目40番12-302 号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日

令和 7 年 4 月 10 日、出生の場所東京都港区、 出生年月日昭和39年 4 月 21 日、職業無職  
被相続人 亡 山石美奈子  
事務所東京都中央区銀座3丁目10番7号銀座 京屋ビル6階緑川・北代法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北代八重子  
催告期間満了日 令和 8 年 6 月 1 日

東京家庭裁判所

令和 7 年（家）第 72131 号  
東京都新宿区南元町20番地3 ガーデンヒル ズ四ツ谷迎賓の森516

申立人 渋谷 桂子  
本籍兵庫県神戸市灘区船寺通1丁目30番地、 最後の住所東京都世田谷区船橋1丁目37番 3-210号、死亡の場所東京都世田谷区、死 亡年月日令和 2 年 11 月 24 日、出生の場所兵庫 県神戸市灘区、出生年月日昭和 7 年 1 月 1 日、 職業無職  
被相続人 亡 三保 元

事務所東京都中央区八丁堀4丁目1番3号宝 町T A T S U M I ビル5階 岩崎・本山法律 事務所  
相続財産清算人 弁護士 本山 正人  
催告期間満了日 令和 8 年 6 月 1 日

東京家庭裁判所

## 令和 7 年（家）第 90782 号

東京都町田市森野2丁目2番46-906号

申立人 高山 澄子

本籍東京都多摩市連光寺1丁目59番地4、最 後の住所東京都町田市森野2丁目2番46- 906号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月 日令和 7 年 4 月 27 日、出生の場所東京都武藏 野市、出生年月日昭和37年 6 月 30 日、職業調 理士

被相続人 亡 高山 尚之

事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川 井上ビルB 1-1 弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介

催告期間満了日 令和 8 年 5 月 11 日  
東京家庭裁判所立川支部

## 令和 7 年（家）第 40462 号

横浜市栄区笠間3丁目45番

申立人 ガーデンアソシエイト管理組合

本籍神奈川県横浜市栄区桂台西1丁目1272番 地78、最後の住所横浜市栄区笠間3丁目45番 C-1001号、死亡の場所神奈川県横浜市栄区、 死亡年月日推定令和 6 年 1 月 21 日から 31 日ま での間、出生の場所福岡県戸畠市、出生年月 日昭和29年 2 月 6 日、職業不明

被相続人 亡 岡村 秀明

事務所横浜市中区元町5-196-13 ウィーズ 元町ビル7階

相続財産清算人 弁護士 庄司 宗弘

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 17 日

横浜家庭裁判所

## 令和 7 年（家）第 8249 号

石川県金沢市芳賀1丁目7番20号・1010パー クサイト玉川・1010号

申立人 谷 博善

本籍石川県七尾市鍛冶町65番地、最後の住所 石川県七尾市青山町ろ部15番地1 青山彩光 苑ライフサポートセンター、死亡の場所石川 県七尾市、死亡年月日令和 7 年 7 月 9 日、出 生の場所石川県七尾市、出生年月日昭和30年 5 月 26 日、職業無職  
被相続人 亡 田中 晴彦事務所石川県七尾市大手町五番地三 坂口ビ ル2階  
相続財産清算人 堀江 重尊  
催告期間満了日 令和 8 年 5 月 14 日

金沢家庭裁判所七尾支部

## 令和 7 年（家）第 7124 号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 株式会社オリエントコーポレーション

本籍長野県長野市松代町清野603番地、最後 の住所長野市松代町清野603番地、死亡の場 所長野県長野市、死亡年月日令和 7 年 4 月 1 日頃から10日頃までの間、出生の場所長野県 増田郡松代町、出生年月日昭和38年 3 月 20 日、職業不明

被相続人 亡 大澤 晴喜

長野市大字南長野西後町624番地3 ながの法 律事務所

相続財産清算人 今井 優太

催告期間満了日 令和 8 年 5 月 12 日

長野家庭裁判所

## 令和 7 年（家）第 8119 号

静岡県三島市大場163-1 コーポラス大場 S 2-106

申立人 鈴木 裕子

本籍静岡県三島市大場163番地1、最後の住 所静岡県三島市大場163番地の1 コーポラス大場 S 2-106、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死 亡年月日令和 7 年 3 月 24 日、出生の場所静岡県賀茂郡仁科村、出生年月日昭和26年 7 月 3 日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 桂次

静岡県三島市大宮町3丁目20番23号 弁護士 法人こだま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田 果林

催告期間満了日 令和 8 年 6 月 9 日

静岡家庭裁判所沼津支部

## 令和 7 年（家）第 20176 号

浜松市中央区玉南町1975番地

申立人 とびあ浜松農業協同組合

本籍東京都小金井市緑町3丁目12番、最後の住 所浜松市浜名区西美蘭2336番地の3、死 亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令 和 6 年 7 月 1 日、出生の場所北海道空知郡音江 村、出生年月日昭和36年 1 月 26 日、職業農業 徒者

被相続人 亡 鈴木 徹

浜松市中央区野口町229-2 1階 あさが お法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中島 直美

催告期間満了日 令和 8 年 5 月 30 日

静岡家庭裁判所浜松支部

## 令和7年(家)第133号

東京都新宿区西新宿2-8-1

申立人 東京都知事 小池百合子

本籍宮城県気仙沼市松崎中瀬26番地3、最後の住所静岡県島田市南原490番地の2サンハイツC棟207号、死亡の場所静岡県島田市、死亡年月日令和4年1月21日頃から2月頃までの間、出生の場所宮城県気仙沼市、出生年月日昭和40年1月11日、職業不明

被相続人 亡 尾張 友紀

静岡県静岡市葵区伝馬町9-11原科ビル2A号室

相続財産清算人 弁護士 若狭 秀和

催告期間満了日 令和8年5月8日

静岡家庭裁判所島田出張所

## 令和7年(家)第280号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍三重県津市安濃町妙法寺399番地6、最後の住所三重県津市美里町穴倉792番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和6年7月5日、出生の場所岐阜県郡上郡大和村、出生年月日昭和24年10月19日、職業会社員

被相続人 亡 日置 千秋

三重県津市中央1番1号 三重会館4階 なぎさ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 村瀬 勝彦  
催告期間満了日 令和8年5月11日

津家庭裁判所

## 令和7年(家)第309号

兵庫県神戸市中央区布引町1丁目1番8号  
申立人 株式会社アップス

本籍三重県四日市市新正2丁目2731番地3、最後の住所三重県四日市市新正2丁目14番14号、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和7年3月17日、出生の場所岐阜県養老郡養老町、出生年月日昭和35年12月25日、職業不明

被相続人 亡 大橋 康浩

三重県津市大谷町21番8さくら総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 謙一

催告期間満了日 令和8年5月31日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年(家)第313号

三重県四日市市三栄町4番9号 コーポタル

トク1階 リベラ法律事務所

申立人 破産者桑名東部開発株式会社破産管財人 弁護士 塚越 正光

本籍三重県桑名市松ノ木6丁目9番地18、最後の住所三重県桑名市松ノ木6丁目9番地18、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日令和6年1月28日、出生の場所三重県桑名市、出生年月日昭和24年4月29日、職業会社役員

被相続人 亡 松田 信男

三重県津市栄町2丁目466番地 楠井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 粟原 雅斗

催告期間満了日 令和8年5月13日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年(家)第1351号

大阪府摂津市正雀本町2丁目22番1号

申立人 島津 節子

本籍京都市上京区下立売通淨福寺西入田中町475番地、最後の住所京都市北区紫野上築山町37番地、死亡の場所京都市北区、死亡年月日平成29年2月12日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和13年7月23日、職業無職

被相続人 亡 林田 健

事務所京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル10階 富士パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関 理子

催告期間満了日 令和8年5月14日

京都家庭裁判所

## 令和7年(家)第1718号

京都市中京区車屋町通丸太町下る砂金町409番地の1 松浦法律事務所

申立人 松浦由加子

本籍京都市東山区本町10丁目157番地、最後の住所京都市東山区本町10丁目157番地、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日令和7年6月16日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和13年8月10日、職業無職

被相続人 亡 今村 壽子

事務所京都市中京区車屋町通丸太町下る砂金町409番地の1 松浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松浦由加子

催告期間満了日 令和8年5月14日

京都家庭裁判所

## 令和7年(家)第81107号

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

申立人 大阪市

本籍大阪府大阪市福島区玉川1丁目8番、最後の住所大阪市福島区玉川1丁目8番21号、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日令和5年5月14日、出生の場所大阪府大阪市西区、出生年月日昭和32年1月26日、職業不明

被相続人 亡 山野 一子

大阪市中央区北久宝寺町1-7-9 堀筋本町プラザビル306

相続財産清算人 弁護士 村上 彩子

催告期間満了日 令和8年6月10日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第503号

神奈川県川崎市宮前区小台2丁目9-6-211

申立人 佐伯 友之

本籍奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺1丁目1168番地、最後の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺1丁目9番34号、死亡の場所奈良県生駒郡斑鳩町、死亡年月日推定令和6年8月5日、出生の場所奈良県生駒郡斑鳩町、出生年月日昭和27年9月7日、職業不明

被相続人 亡 藤岡 秀規

奈良市西大寺栄町3番27号泉谷ビル6階きずな西大寺法律事務所

相続財産清算人 松井 和弘

催告期間満了日 令和8年6月10日

奈良家庭裁判所

## 令和7年(家)第1192号

和歌山市六番丁43番地 ハピネス六番丁ビル5階

申立人 和田 篤

本籍和歌山県和歌山市六十谷1051番地、最後の住所和歌山市北ノ新地裏田町30番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和6年10月16日、出生の場所大分県別府市、出生年月日昭和29年2月28日、職業会社役員

被相続人 亡 小林 真男

事務所和歌山市六番丁43番地 ハピネス六番丁ビル5階 パークアベニュー法律事務所

相続財産清算人 弁護士 和田 篤

催告期間満了日 令和8年6月10日

和歌山家庭裁判所

## 令和7年(家)第30039号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区境木本町63番地14号

申立人 小林 純一

本籍山梨県都留市上谷3丁目203番地1、最後の住所兵庫県明石市魚住町中尾32番地の1、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和7年2月11日頃から20日頃までの間、出生の場所京都府久世郡宇治町、出生年月日昭和17年11月19日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 能子

神戸市中央区中町通2丁目1番18号 JR神戸駅NKビル6階 方円法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本郷 秀夫

催告期間満了日 令和8年5月15日

神戸家庭裁判所明石支部

## 令和7年(家)第30040号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区境木本町63番地14号

申立人 小林 純一

本籍山梨県都留市上谷3丁目203番地1、最後の住所兵庫県明石市魚住町中尾32番地の1、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和7年2月11日頃から20日頃までの間、出生の場所兵庫県芦屋市、出生年月日昭和41年12月16日、職業無職

被相続人 亡 伊藤みゆき

神戸市中央区中町通2丁目1番18号 JR神戸駅NKビル6階 方円法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本郷 秀夫

催告期間満了日 令和8年5月15日

神戸家庭裁判所明石支部

## 令和7年(家)第70185号

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

申立人 兵庫県

本籍兵庫県姫路市御立西2丁目3番、最後の住所兵庫県姫路市形の町1784番地33、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年5月頃、出生の場所岡山県玉野市、出生年月日昭和47年4月3日、職業不明

被相続人 亡 木内 隆博

事務所兵庫県姫路市飾磨区三宅1丁目39番地しらさぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高谷 武良

催告期間満了日 令和8年5月15日

神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第192号**  
 静岡県静岡市駿河区馬淵1丁目5-12 701号  
 申立人 長澤 宏明  
 本籍静岡県焼津市東小川2丁目1266番地8、最後の住所静岡県焼津市東小川2丁目3番27号、死亡の場所静岡県駿河区、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所静岡県焼津市、出生年月日昭和32年4月3日、職業無職  
 被相続人 亡政鹿 亘  
 静岡県静岡市葵区追手町8番1号日土地静岡ビル5階  
 相続財産清算人 司法書士法人芝事務所 代表者社員 芝 知美  
 催告期間満了日 令和8年5月8日  
 静岡家庭裁判所島田出張所

**令和7年(家)第109号**  
 三重県度会郡大紀町柏野1127番地2  
 申立人 小林万里子  
 本籍三重県度会郡大紀町柏野620番地、最後の住所三重県度会郡大紀町柏野1127番地2、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所三重県度会郡紀勢村、出生年月日昭和32年12月23日、職業自営業  
 被相続人 亡 小林 泰直  
 三重県津市西丸之内35番12号坪井・中西法律事務所  
 相続財産清算人 若林 直樹  
 催告期間満了日 令和8年5月11日  
 津家庭裁判所松阪支部

### 準禁治産宣告取消

**令和7年(家)第8458号**  
 本籍静岡県磐田市東平松127番地3、住所静岡県磐田市東平松127番地3  
 事件本人 鈴木 清子  
 昭和24年1月6日生  
 令和7年10月8日準禁治産宣告取消審判確定  
 静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

**令和7年(家)第2号**  
 東京都町田市旭町1丁目4番1号  
 申立人 エムイーP L U S町田株式会社  
 代表者代表取締役 榎本 圭太  
 権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月3日  
 令和7年10月17日 保土ヶ谷簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 小切手(線引) 1通  
 小切手番号 418955  
 金額 864,436円  
 支払人 株式会社横浜銀行横浜駅前支店  
 支払地 神奈川県横浜市  
 振出日 令和7年5月22日  
 振出地 東京都武蔵野市  
 振出人 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦  
 最終所持人 申立人

### 失踪宣告

**令和7年(家)第199号**  
 本籍長野県安曇野市豊科2339番地、最後の住所名古屋市中川区山王3丁目18番4号 プレスイン山王3D号  
 不在者 篠原 勇  
 昭和22年11月27日生  
 令和7年10月16日失踪宣告審判確定  
 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第7号**  
 本籍京都府京都市東山区四条通大和大路西入中之町206番地、最後の住所京都府京都市下京区間之町通六条上る塗師屋町115番地の3  
 不在者 松島 真児  
 昭和10年9月27日生  
 令和7年10月15日失踪宣告審判確定  
 京都家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第113号**  
 本籍兵庫県三田市上青野565番地、最後の住所兵庫県三田市上青野565番地  
 不在者 青野 真司  
 昭和10年4月28日生  
 令和7年10月15日失踪宣告審判確定  
 神戸家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第427号**  
 本籍沖縄県島尻郡座間味村字慶留間68番地、最後の住所沖縄県那覇市古波藏3丁目9番10号第二蔵アパート308号室  
 不在者 中村 豊  
 昭和38年10月17日生  
 令和7年10月17日失踪宣告審判確定  
 那覇家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第28号**  
 本籍沖縄県宜野湾市字志真志397番地、最後の住所沖縄県沖縄市山里1丁目以下不詳  
 不在者 屋嘉比盛章  
 昭和16年2月20日生  
 令和7年10月17日失踪宣告審判確定  
 那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

**令和7年(家)第1号**  
 山口県下関市清末本町7番39号  
 申立人 小林 康史  
 権利の届出の終期 令和7年10月3日  
 令和7年10月7日 下関簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 (1)土地  
 所在 下関市清末本町  
 地番 2035番2  
 地目 宅地  
 地積 351.00平方メートル  
 (2)登記年月日番号 山口地方法務局下関支局昭和10年5月17日受付第1861号  
 (3)登記した権利の内容  
 登記の目的 所有権移転請求権仮登記  
 原因 昭和10年5月17日売買予約  
 権利者 下関市大字小月町1121番地 内田徳太郎  
 順位2番の登記を移記

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第166号**  
 千葉県東金市薄島546番地  
 債務者 有限会社サクラ工業  
 代表者代表取締役 子安 貴之  
 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛之

4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前11時30分

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係  
**令和7年(フ)第512号**

川崎市川崎区砂子2丁目8番地1シャンボール互恵ビル814号室  
 債務者 フローレス化粧品株式会社  
 代表者代表取締役 三戸 政和

1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之  
 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時10分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第73号**

名古屋市北区福徳町3丁目9番地  
 債務者 株式会社ユニット  
 代表者代表取締役 星子 裕一  
 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 栗原 岳史  
 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時

長野地方裁判所佐久支部

**令和7年(フ)第1696号**

東京都小金井市貫井南町2-1-22ウイスター205号、商業登記簿上の本店所在地東京都小金井市貫井南町5丁目20番5号  
 債務者 株式会社ラディアス  
 代表者代表取締役 鈴木 康弘  
 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人  
 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前10時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

|  |                  |
|--|------------------|
| 令和7年(フ)第1757号<br>東京都東村山市栄町3丁目3番地5<br>債務者 株式会社ペーリン<br>代表者代表取締役 米林 豊<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 成田 慎治<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時       | 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1808号<br>東京都三鷹市井口1丁目1番3号<br>債務者 H S 合同会社<br>代表者代表社員 渡邊 大樹<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 坂倉 渉太<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前10時45分    | 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1822号<br>東京都武藏野市中町3丁目5番8号<br>債務者 株式会社飛行船企画<br>代表者代表取締役 奥山 祥子<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時30分 | 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第2570号<br>神奈川県海老名市中央2丁目7番23号<br>債務者 海央株式会社<br>代表者代表取締役 星野 龍吉<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 天野 直樹<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時10分  | 横浜地方裁判所第3民事部     |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 令和7年(フ)第1224号<br>仙台市若林区大和町4丁目18番15号<br>債務者 株式会社白藤商店<br>代表者代表取締役 勝又 清定<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 須藤 悅<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時20分 | 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第2063号<br>札幌市中央区南12条西1丁目1番地1<br>債務者 株式会社K'sカンパニー<br>代表者代表取締役 川村 有<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 福田 悅紀<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後4時 | 札幌地方裁判所民事第4部    |
| 令和7年(フ)第228号<br>茨城県笠間市稲田2175番地<br>債務者 有限会社新星鋼業<br>代表者取締役 関本 利彦<br>1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後1時45分          | 札幌地方裁判所民事第4部    |
| 令和7年(フ)第245号<br>茨城県水戸市見川町2131-2094<br>債務者 有限会社マインド<br>代表者取締役 青木 幹<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 植崎 明夫<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後2時15分       | 水戸地方裁判所         |
| 令和7年(フ)第564号<br>愛知県岡崎市連尺通3丁目4番地<br>債務者 フジイビニール株式会社<br>代表者代表取締役 藤井 浩久<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 牧 亮治<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後3時      | 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 |
| 令和7年(フ)第516号<br>兵庫県赤穂市有年橋原1090番地の1<br>債務者 兵庫丸門運輸株式会社<br>代表者代表取締役 門崎 仙稔<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 川崎 志保<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時  | 兵庫地方裁判所第5民事部    |
| 令和7年(フ)第5104号<br>堺市北区中百舌鳥町6丁962<br>債務者 株式会社こころ不動産<br>代表者代表取締役 宇田津吉貴<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 西尾 和則<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後2時10分                                    | 大阪地方裁判所第6民事部    |
| 令和7年(フ)第1006号<br>広島市中区十日市町2丁目8番28号<br>債務者 関西ハウス株式会社<br>代表者代表取締役 高橋 駿<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 田中 一人<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後1時30分                                   | 広島地方裁判所民事第4部    |
| 令和7年(フ)第1932号<br>福岡市博多区博多駅南5丁目18番23号<br>債務者 株式会社コウノセイキ<br>代表者代表取締役 香野栄太郎<br>1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 白石 直己<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後2時                                 | 福岡地方裁判所第4民事部    |
| 令和7年(フ)第579号<br>静岡県藤枝市岡部町三輪898番地の4<br>債務者 アテコップ合同会社<br>代表者代表社員 加藤 雄大<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 矢田 倫子<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午前11時10分                                  | 静岡地方裁判所民事第2部    |
| 令和7年(フ)第1911号<br>福岡市西区横浜1丁目9-40-201号<br>債務者 合同会社N E X T A G E .<br>代表者代表社員 河原 直哉<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大神 昌憲<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時                          | 福岡地方裁判所第4民事部    |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>令和7年(フ)第276号</b>  | 徳島県鳴門市大麻町東馬詰字諱訪の元27番地<br>1<br>債務者 有限会社i s l a<br>代表者代表取締役 小川 恵子<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 泉 智之<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時15分<br>徳島地方裁判所民事部        |
| <b>令和7年(フ)第136号</b>  | 山口県山陽小野田市新沖3丁目7515番地の85<br>債務者 株式会社中央機工<br>代表者代表取締役 沖田 幸弘<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 弘藤 智基<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時30分<br>山口地方裁判所宇部支部            |
| <b>令和7年(フ)第1610号</b> | さいたま市中央区上落合2丁目3番2号<br>債務者 有限会社Vスパーク<br>代表者取締役 川崎 正幸<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 白鳥 俊昭<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後2時<br>さいたま地方裁判所第3民事部破産係                 |
| <b>令和7年(フ)第1663号</b> | 埼玉県蓮田市関山4丁目1番4号ハウス関山414・1F<br>債務者 株式会社S E I E<br>代表者代表取締役 岸田 雅義<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前11時10分<br>さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| <b>令和7年(フ)第418号</b>  | 兵庫県姫路市勝原区大谷399番地1 プチKハウス203<br>債務者 株式会社リブ産業<br>代表者代表取締役 高田 憲二   |

|  |  |
|--|--|
| <b>令和7年(フ)第74号</b>   | 福岡県大牟田市大黒町4丁目13番地1<br>債務者 有限会社もみの木<br>代表者代表取締役 松藤 八郎<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 渡辺 拓也<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時45分<br>神戸地方裁判所姫路支部       |
| <b>令和7年(フ)第482号</b>  | 兵庫県姫路市網干区新在家1299番地<br>債務者 森川電化株式会社<br>代表者代表取締役 森川 淳<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 南馬 良亮<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時50分<br>神戸地方裁判所姫路支部  |
| <b>令和7年(フ)第499号</b>  | 兵庫県加古川市加古川町南備後305番地1<br>債務者 株式会社V a r m s<br>代表者代表取締役 肥塚 祐真<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 松下 結香<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時<br>神戸地方裁判所姫路支部                                     |
| <b>令和7年(フ)第235号</b>  | 長崎県長崎市平間町593番地8<br>債務者 有限会社長崎車輌解体<br>代表者代表取締役 古関 徳幸<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 伊藤 一星<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時30分<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係                                 |
| <b>令和7年(フ)第227号</b>  | 茨城県笠間市笠間1803番地<br>債務者 有限会社関本商事<br>代表者代表取締役 関本 文男<br>1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後1時45分<br>水戸地方裁判所   |
| <b>令和7年(フ)第23号</b>   | 石川県羽咋市柴垣町壹八字41番地1<br>債務者 有限会社シャルトン<br>代表者代表取締役 岡島 一芳<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 米田 弘幸<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時<br>金沢地方裁判所七尾支部   |
| <b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>   |  |
| 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 |  |
| <b>令和7年(フ)第1218号</b>   | 仙台市若林区若林7丁目4番13号 フォーレスH K B棟101、従前の住所仙台市若林区中倉2丁目10番18号<br>債務者 佐藤 典男  |
| <b>令和7年(フ)第364号</b>  | 滋賀県栗東市林151番地1 (II-202号) クローヴ・アヴェニュー・M<br>債務者 竹村 浩<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 福井 理哉<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前11時30分<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係        |
| <b>令和7年(フ)第2065号</b>   | 札幌市中央区南12条西1丁目1番1-1403号<br>債務者 川村 有<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 福田 健紀<br>4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後4時<br>6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで<br>札幌地方裁判所民事第4部 |
| <b>令和7年(フ)第211号</b>  | 愛媛県松山市西石井3丁目9番7号<br>債務者 阿達 正平<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 高橋 直人<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時45分<br>6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br>松山地方裁判所民事部     |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>令和7年(フ)第564号</b><br/>     神奈川県小田原市曾比1350 介護老人保健施設葵の園、住民票上の住所神奈川県足柄下郡真鶴町岩389番地7<br/>     債務者 高井由美子<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時<br/>     2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 湯浅 文憲<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後1時30分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで<br/>         横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第246号</b><br/>     茨城県水戸市千波町2859番地の7<br/>     債務者 なみき葉局こと 青木 幹<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br/>     2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 植崎 明夫<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後2時15分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで<br/>         水戸地方裁判所</p> <p><b>令和7年(フ)第154号</b><br/>     滋賀県愛知郡愛荘町中宿200番地1 ハイツエクセルⅢ番館511号、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑407番地<br/>     債務者 松宮 辰博<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時<br/>     2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 日比野貴子<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月19日午後1時40分<br/>     6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br/>         大津地方裁判所彦根支部</p> <p><b>令和7年(フ)第74号</b><br/>     長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢373番地15<br/>     傾債務者 星子 裕一<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 栗原 岳史</p> | <p>4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午前11時<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで<br/>         長野地方裁判所佐久支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1734号</b><br/>     東京都葛飾区東新小岩6丁目9番12号エミール三田202<br/>     傾債務者 川野 裕美<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 大泉 優子<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午後1時50分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで<br/>         横浜地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第1654号</b><br/>     神奈川県藤沢市善行6丁目15番16号 サンパレス湘南105<br/>     傾債務者 有川 匠<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月13日午前11時30分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで<br/>         横浜地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第20号</b><br/>     長崎県松浦市志佐町浦免1297番地1<br/>     傾債務者 祖川久美子<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午後2時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 今井 洋<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月23日午前11時20分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで<br/>         長崎地方裁判所平戸支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第2278号</b><br/>     横浜市青葉区美しが丘1丁目18番地 たまプラーザ団地3-5棟204号<br/>     傾債務者 西村 英士</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 浅葉 康之<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午後1時50分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで<br/>         横浜地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第170号</b><br/>     北海道苦小牧市明野元町1丁目8番8号<br/>     傾債務者 棟方 一博<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 高田 耕平<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月30日午前10時30分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで<br/>         札幌地方裁判所苦小牧支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1697号</b><br/>     東京都小金井市貫井南町2-1-22ウイスタリア205号、住民票上の住所東京都小金井市貫井南町5丁目20番5号<br/>     傾債務者 鈴木 康弘<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日午前10時15分<br/>     6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで<br/>         東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p><b>令和7年(フ)第561号</b><br/>     静岡市葵区瀬名中央3丁目28番46-202号<br/>     傾債務者 佐野 正雄<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 森定 直行<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後1時30分<br/>     6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>7 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで<br/>         静岡地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第143号</b><br/>     鳥取県八頭郡智頭町大字大呂211番地1<br/>     傾債務者 谷口 繁城<br/>     1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時<br/>     2 傾債務者について破産手続を開始する。<br/>     3 破産管財人 弁護士 森定 直行<br/>     4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br/>     5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後1時30分<br/>     6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>7 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで<br/>         鳥取地方裁判所民事部</p> |
|---|---|---|

**令和7年(フ)第5036号**

兵庫県宝塚市栄町3丁目9番17-401号

債務者 中河 元

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 幸平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第251号**

福岡県久留米市国分町6番地80

債務者 馬場 裕一

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 賢和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時25分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで

福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第264号**

福岡県久留米市合川町170番地7

債務者 田平 知文

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで

福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第15号**

和歌山県新宮市佐野1261番地の1 グリーンコート2号室

債務者 佐野 聖斗

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 綱 康秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで

和歌山地方裁判所新宮支部

**令和7年(フ)第16号**

和歌山県新宮市緑ヶ丘1丁目5番24号 緑ヶ丘アパート201号室、前住所和歌山県新宮市蓬萊3丁目4番12号

債務者 堀口 結夢

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 綱 康秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで

和歌山地方裁判所新宮支部

**令和7年(フ)第102号**

鹿児島県薩摩川内市天辰町1357番地3

債務者 下園 晃

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 喜之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和7年(フ)第107号**

鹿児島県薩摩川内市中郷2丁目7番29号 国土交通省宿舎302号

債務者 山本 賢吾

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和7年(フ)第329号**

熊本市北区楓木2丁目11番145-303号 ディンクス楠、申立時の住所熊本県上益城郡嘉島町大字井寺2856番地

債務者 松岡 健治

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福西 武夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第81号**

兵庫県多可郡多可町加美区鳥羽245番地2

債務者 D e l i x G a l l e r y 753

こと 中村 豊子

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

神戸地方裁判所社支部

**令和7年(フ)第739号**

北九州市小倉南区横代北町3丁目3番4号(E-102)

債務者 吉田 香織

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 健一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第286号**

群馬県前橋市西片貝町5丁目14番地17

債務者 須藤 幸男

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石渡 啓介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第115号**

宮崎県西諸県郡高原町大字広原4368番地6

債務者 今西 麻美

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第117号**

宮崎県都城市鷹尾4丁目8街区13号 吉國

コーポ206号、前住所宮崎県都城市鷹尾4丁目8街区13号 吉國コーポ101号

債務者 吉國 幹夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川添 正浩
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第481号**

大阪府岸和田市土生町2丁目27番39-103号

債務者 路次理恵子(旧姓小畠)

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高畠豪太郎
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第4399号**

大阪市旭区新森4丁目27番19-507号、前住所大阪市鶴見区横堤4丁目3番36-402号

債務者 長谷川浩三

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森野 慶彦
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第505号**

大阪府泉大津市なぎさ町1番15-2-1206号、前住所大阪府泉大津市要池住宅7番805号

債務者 小木曾真波

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田部井大輔
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第458号**

宮崎市大字本郷北方4353番地21

債務者 白坂 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田所 伸吾
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで

宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第1227号**

宮城県黒川郡大和町吉岡字東柴崎48番地の2

債務者 堀江 通正

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木下 清午
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 令和7年(フ)第4641号<br>大阪府茨木市沢良宜浜3丁目2番4号<br>債務者 SEOL MIN YOUNG 薛民榮<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 永榮久仁子<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br>大阪地方裁判所第6民事部<br><br>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所 | 令和7年(フ)第187号<br>山形県天童市老野森3丁目17番19-1号 むつみ荘、前住所山形県東根市本丸西3丁目8番14号<br>債務者 宮田 盛一<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後2時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>山形地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第2257号<br>名古屋市北区楠2丁目964番地 市営北あじま荘202号<br>債務者 高野 奈緒<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部      |
| 令和7年(フ)第808号<br>北九州市八幡西区香月西2丁目2番19号<br>債務者 山本美枝子<br>1 決定年月日時 令和7年10月22日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで<br>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部                  | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所 | 令和7年(フ)第391号<br>函館市陣川町105番地24<br>債務者 小岩 淳子<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所                                     | 令和7年(フ)第2267号<br>名古屋市中村区千代田2丁目25番13号 ダイアパレス上前津402号<br>債務者 碇谷 修<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第227号<br>北海道瀬棚郡今金町字今金21番地の1<br>債務者 白井 花子<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所                             | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所 | 令和7年(フ)第392号<br>函館市鍛冶1丁目16番11-301号 ベストマジシャンジョンミウラ<br>債務者 成田 敏正<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所                 | 令和7年(フ)第2314号<br>名古屋市天白区天白町大字八事字山田24番地の38<br>債務者 山本 高央<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部         |
| 令和7年(フ)第312号<br>函館市山の手3丁目14番7号<br>債務者 高橋 大輝<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所                                 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所 | 令和7年(フ)第397号<br>函館市浜町28番地<br>債務者 松田美津子<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所   | 令和7年(フ)第2315号<br>名古屋市天白区一つ山1丁目17番地の1 東洋ビル306号<br>債務者 金子久美子<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部     |
| 令和7年(フ)第335号<br>北海道亀田郡七飯町大川9丁目14番9号<br>債務者 濱本 正人<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。   | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>函館地方裁判所 | 令和7年(フ)第2248号<br>愛知県知多郡東浦町大字生路字前田17番地の7<br>債務者 古屋 勇樹<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部                     | 令和7年(フ)第2315号<br>名古屋市天白区一つ山1丁目17番地の1 東洋ビル306号<br>債務者 金子 清司<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部     |

令和7年(フ)第2373号  
名古屋市緑区南陵401番地 桶狭間荘12棟202号  
債務者 片山 貴世

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2376号  
名古屋市瑞穂区春山町9番地の3 シャトーロイユ南山206号、従前の住所名古屋市昭和区阿由知通3丁目23番地の3 ソレイユ御器所203号  
債務者 佃 耕自

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2384号  
名古屋市瑞穂区玉水町2丁目13番地の2  
債務者 三輪恵美子

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2433号  
愛知県愛西市諏訪町橋本305番地1 サンケンユーム2D  
債務者 伊藤由香里

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第329号**  
岡山県倉敷市中島317番地  
債務者 片山 優輝(旧姓花山)  
1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
    岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第257号**  
福岡県久留米市青峰3丁目3番1-24号  
債務者 川原 晋一  
1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
    福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第268号**  
福岡県久留米市高良内町2740番地4  
債務者 浜田 幸治  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
    福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第269号**  
福岡県久留米市東合川3丁目10番41-105号、  
前住所福岡県朝倉市甘木2334番地2 マンス  
リーーホテルアベニュー-503号  
債務者 小林 靖典  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
    福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第804号**  
北九州市八幡西区光貞台1丁目2番4-603  
号  
債務者 山中 昭彦  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第812号**

北九州市小倉南区上貫3丁目15番64号  
債務者 泉 希

1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第833号**

北九州市八幡西区藤原2丁目8番5号(103)、  
前住所福岡県宮若市竹原447番地1  
債務者 高島 英樹

1 決定年月日時 令和7年10月24日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第1798号**

埼玉県蕨市北町5丁目12番5号 特別養護老人ホーム蕨サンクチュアリ、旧住所埼玉県蕨市北町1丁目19番20号 フロントピア蕨205号  
債務者 金井敬子こと 平崎 敬子

1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1754号**

さいたま市中央区本町西1丁目1番11号  
301号室  
債務者 岡本 空大

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

|   |
|---|
| <b>令和7年(フ)第315号</b>                         |
| 埼玉県草加市原町3丁目4番7号 サンハイツ原町201号                 |
| 債務者 能登谷 隼                                   |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                     |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。      |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。         |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| <b>令和7年(フ)第573号</b>                         |
| 埼玉県三郷市栄3丁目38番地8                             |
| 債務者 仲田なつ子                                   |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                     |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。      |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。         |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| <b>令和7年(フ)第689号</b>                         |
| 埼玉県三郷市戸ヶ崎2丁目536番地 レイフ三郷101号                 |
| 債務者 小山 瑞                                    |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                     |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。      |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。         |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| <b>令和7年(フ)第696号</b>                         |
| 埼玉県八潮市緑町1丁目4番地12 草加第32レジデンス203              |
| 債務者 山本美千子                                   |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                     |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。      |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。         |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |

|  |
|--|
| <b>令和7年(フ)第308号</b>                                |
| 大阪府和泉市富秋町3丁目8番3-207号、<br>住民票上の住所大阪府泉大津市旭町22番20-14号 |
| 債務者 塚原 由美  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第429号</b>                                |
| 大阪府泉大津市池浦町1丁目10番21号                                |
| 債務者 中 弥生   |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第450号</b>                                |
| 大阪府和泉市内田町3丁目7番17-1号                                |
| 債務者 田中久美子  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第462号</b>                                |
| 大阪府泉佐野市鶴原1411番地の1-1008                             |
| 債務者 鈴木 純也  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第471号</b>                                |
| 大阪府泉大津市曾根町2丁目3番38号 シャルマン川西301号                     |
| 債務者 鶴野由里亞  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第486号</b>                                |
| 大阪府岸和田市別所町2丁目11番19号                                |
| 債務者 佐藤 賢   |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第502号</b>                                |
| 大阪府岸和田市春木泉町18番52号 イズミマンション2号                       |
| 債務者 坂元 明彦  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第509号</b>                                |
| 大阪府和泉市室堂町96番地の1 サンヒルズ和泉303号                        |
| 債務者 影山 茂樹  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第110号</b>                                |
| 鹿児島県鹿屋市笠之原町1465番地 K Tマンション306号                     |
| 債務者 野辺貴容子  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月17日午前11時                           |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで<br>鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係         |
| <b>令和7年(フ)第7431号</b>                               |
| 東京都渋谷区代々木1丁目10-5-303                               |
| 債務者 佐野亜希子  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで<br>東京地方裁判所民事第20部            |
| <b>令和7年(フ)第7472号</b>                               |
| 東京都葛飾区新小岩4丁目23-15 e 1 v i e n t o -III202          |
| 債務者 松田 唯   |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで<br>東京地方裁判所民事第20部分           |
| <b>令和7年(フ)第7473号</b>                               |
| 東京都中野区中野2丁目29-5-701                                |
| 債務者 板橋 裕矢  |
| 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時                            |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。             |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。                |
| 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで<br>東京地方裁判所民事第20部            |

**令和7年(フ)第7474号**  
東京都葛飾区鎌倉2丁目29-10-301  
債務者 神 喜美  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7511号**  
東京都東久留米市幸町1丁目20-4-406  
債務者 安宅 公子  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7513号**  
東京都大田区大森東1丁目16-25-303  
債務者 辻 利彦  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7515号**  
東京都足立区梅島1丁目27-12 アーバング  
レース壱番館204  
債務者 佐藤 蘭  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7527号**  
東京都大田区千鳥2丁目32-4-102  
債務者 平山 理那  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7536号**  
東京都豊島区自白5丁目31-1 第15サカエ  
ビル 302  
債務者 梅野真里奈  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後3時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7574号**  
東京都葛飾区東新小岩7丁目6-14-103  
債務者 橋畑 幸男  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第7586号**  
東京都練馬区栄町21-18  
債務者 堀口 雅史  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手續を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5719号**  
東京都台東区日本堤1丁目2-11 ニューホ  
テル第一、申立時の住所東京都江東区塩浜2  
丁目5-15  
債務者 石川 一茂  
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続廃止**

**令和6年(フ)第923号**  
福岡市博多区堅粕3丁目1番19号  
破産者 株式会社ヨシノコーポレーション  
1 決定年月日 令和7年10月20日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第283号**  
福岡県春日市大和町2丁目9番地1-501号  
破産者 株式会社九州トータルプランニング  
1 決定年月日 令和7年10月20日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第233号**  
茨城県水戸市吉沼町556番地1  
破産者 株式会社TORYU  
1 決定年月日 令和7年10月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
水戸地方裁判所

**令和7年(フ)第106号**  
栃木県那須塩原市末広町64番地17平山ビルデ  
ンス302号  
破産者 株式会社オールラウンド

1 決定年月日 令和7年10月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第141号**  
福岡県春日市春日公園8丁目19番地1  
破産者 株式会社ネオクラシック  
1 決定年月日 令和7年10月22日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第129号**  
札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-302  
号  
破産者 株式会社ベンチャープランニング  
1 決定年月日 令和7年10月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第1332号**  
宮城県多賀城市八幡2丁目12番69号  
破産者 株式会社本多塗装工業  
1 決定年月日 令和7年10月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第13号**  
仙台市太白区茂庭字人来田西3番地1  
破産者 株式会社ニチワ  
1 決定年月日 令和7年10月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第16号**  
仙台市太白区西中田4丁目9番31号コーポイ  
ンサトーF  
破産者 K's興業株式会社  
1 決定年月日 令和7年10月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| 令和7年（フ）第767号<br>山形県寒河江市本町1丁目4番16号<br>破産者 株式会社ブライト<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係   | 令和7年（フ）第434号<br>栃木県下野市中川島181番地<br>破産者 株式会社マキル<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係                      | 令和7年（フ）第14号<br>長崎県長崎市江里町16番37号 サニーテラス2号<br>破産者 松尾英理香<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>長崎地方裁判所民事部破産係                             | 令和6年（フ）第74号<br>兵庫県たつの市龍野町富永164番地の9<br>破産者 有限会社イケダめがね<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>神戸地方裁判所龍野支部破産A係   |
| 令和6年（フ）第793号<br>栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津1373番地1<br>破産者 野中 克則<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  | 令和7年（フ）第435号<br>栃木県下野市三王山695番地11、住民票上の住所栃木県下野市中川島181番地<br>破産者 手塚 優<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 令和7年（フ）第78号<br>滋賀県東近江市平田町251番地20<br>破産者 株式会社ティナノ<br>1 決定年月日 令和7年10月27日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>大津地方裁判所彦根支部<br>破産手続終結                         | 令和5年（フ）第121号<br>宮城県仙台市宮城野区福室2丁目3番40号<br>リアンA、開始決定時の住所青森県黒石市大字高館字丁高原10番地1<br>破産者 佐々木一巳<br>1 決定年月日 令和7年10月27日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>青森地方裁判所弘前支部<br>破産手続終結及び免責許可決定  |
| 令和7年（フ）第251号<br>栃木県那須塩原市南郷屋1丁目106番地 セラヴィⅢ-206号、前住所栃木県那須塩原市豊浦34番地 ビレッジハウス豊浦2-302号<br>破産者 風間 健也<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 令和7年（フ）第195号<br>静岡県富士宮市山宮字宮内636番地の3<br>破産者 カネヒロマシナリー株式会社<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係             | 令和5年（フ）第5号<br>茨城県牛久市さくら台1丁目67番地8 さくら台1丁目I住宅 0001号室<br>破産者 横田 和久<br>1 決定年月日 令和7年10月23日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係 | 令和6年（フ）第2367号<br>名古屋市緑区桶狭間神明1651番地 シュエツト201号<br>破産者 鈴木 亨<br>1 決定年月日 令和7年10月22日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>名古屋地方裁判所民事第2部<br>令和7年（フ）第409号<br>三重県いなべ市藤原町東禅寺679番地1、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町富吉4丁目138番地 ライオンズマンション富吉301号<br>破産者 岡 克宏<br>1 決定年月日 令和7年10月22日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年（フ）第384号<br>栃木県宇都宮市下岡本町4072番地1<br>破産者 中田 里実<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係   | 令和7年（フ）第3223号<br>大阪府交野市倉治2丁目19番8号<br>破産者 有限会社ヤマトネットワーク<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>大阪地方裁判所第6民事部                    | 令和6年（フ）第554号<br>栃木県矢板市本町9番24号<br>破産者 川島 昭宏<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係                  |  |
| 令和7年（フ）第394号<br>栃木県佐野市富岡町150 メイプルタウン佐野東 603号、住民票上の住所栃木県日光市森友1218番地9<br>破産者 佐藤工業こと 佐藤 立啓<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係       | 令和7年（フ）第78号<br>兵庫県姫路市亀山1丁目228-1<br>破産者 コトラ株式会社<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>神戸地方裁判所姫路支部                             | 令和6年（フ）第584号<br>栃木県真岡市上高間木1丁目9番地3<br>破産者 亡金澤直文相続財産<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係          |  |
| 令和7年（フ）第33号<br>栃木県たつの市龍野町下川原53番地の3<br>破産者 レディースファッショントリニティ有限公司<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>神戸地方裁判所龍野支部破産A係                                    |   |   |  |

## 令和7年(フ)第404号

札幌市豊平区月寒中央通11丁目1番3—207号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸1条13丁目3番27—201号  
破産者 小林けい子

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和6年(フ)第219号

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1963番地2 下田アパート20号(旧住所)群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗1652番地  
破産者 斎 精一

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和6年(フ)第3043号

名古屋市名東区牧の里1丁目315番地 レオパレスシティヴィラ牧の里106号  
破産者 木村 聰

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和6年(フ)第3703号

大阪府東大阪市鳥居町7番34—520号  
破産者 南谷 亜希

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第220号

大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目3番34号  
破産者 渡邊 孝雄

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和5年(フ)第943号

大阪府羽曳野市島泉6丁目12番20号、前住所大阪府豊中市上野西4丁目8番30—705号  
破産者 斎賀 昭彦

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和6年(フ)第1090号

堺市南区横塚台3丁36番4—1号  
破産者 川井 貫也

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第61号

大津市南郷6丁目1085番地の8  
破産者 大西 光政

- 1 決定年月日 令和7年10月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和4年(フ)第282号

広島県広島市南区段原山崎1丁目3番22—501号、開始決定時の住所香川県高松市紫雲町3番18号  
破産者 笠岡 良信

- 1 決定年月日 令和7年10月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和5年(フ)第1611号

福岡市東区西戸崎3丁目15番9—101号 鵜飼パレス西戸崎、破産手続開始決定時の住所福岡市東区千早5丁目11番26—214号 M J R千早プランシエラ  
破産者 山本 郷司

- 1 決定年月日 令和7年10月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和6年(フ)第360号

福岡市早良区賀茂4丁目32番3—103号 ヴエルヌーブB、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区賀茂2丁目34番24号  
破産者 志岐喜久夫

- 1 決定年月日 令和7年10月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和6年(フ)第1830号

福岡県大野城市上大利3丁目8番22号  
破産者 米岡 裕介(旧姓後藤)

- 1 決定年月日 令和7年10月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第142号

福岡県筑紫野市石崎1丁目4番1—405号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市春日公園8丁目19番地1 ウインザーパーク308号  
破産者 横山 学

- 1 決定年月日 令和7年10月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和6年(フ)第2150号

代替住所A(旧住所福岡県朝倉郡筑前町中牟田819番地プラシードカーサ104号)  
破産者 Speedメンテナンスこと 石井 洋介

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和6年(フ)第76号

宮城県柴田郡川崎町大字川内字朴木山3番地18  
破産者 荒木 美成

- 1 決定年月日 令和7年10月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和6年(フ)第538号

埼玉県春日部市緑町4丁目13番3号 緑町住宅2棟103号、開始決定時の住所埼玉県春日部市藤塚1111番地7  
破産者 山崎 照美

- 1 決定年月日 令和7年10月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

|  |  |
|--|--|
| 令和6年(フ)第734号<br>埼玉県草加市柿木町711番地5、開始決定時の住所埼玉県吉川市中央1丁目19番地5<br>破産者 富樫 直行<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>さいたま地方裁判所越谷支部破産係<br>令和7年(フ)第358号<br>広島県安芸郡府中町宮の町2丁目15番11-401号<br>破産者 馬場 俊充<br>1 決定年月日 令和7年10月24日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>広島地方裁判所民事第4部<br>令和6年(フ)第842号<br>広島県廿日市市阿品台5丁目6番14号<br>破産者 小滝吉太郎<br>1 決定年月日 令和7年10月27日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>広島地方裁判所民事第4部<br>令和6年(フ)第286号<br>徳島県板野郡板野町大寺字王子37番地1 グランコートフェイマスC 203、旧住所徳島県板野郡板野町川端字鶴ヶ須11番地2<br>破産者 德永 昇<br>1 決定年月日 令和7年10月27日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>徳島地方裁判所民事部 | 令和6年(フ)第21号<br>愛媛県西条市樋之口10番地13<br>破産者 鴻上 和義<br>1 決定年月日 令和7年10月27日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>松山地方裁判所西条支部<br><b>破産債権の届出期間及び一般調査期日</b><br>令和5年(フ)第168号<br>堺市美原区北余部550番地90<br>破産者 有限会社友心産業<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで<br>2 一般調査期日 令和7年12月16日午前10時30分<br>令和7年10月23日<br>大阪地方裁判所堺支部破産係<br>令和5年(フ)第169号<br>堺市堺区五月町1番28-402号、前住所堺市北区百舌鳥赤畠町5丁638番地1<br>破産者 波岡 有里<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで<br>2 一般調査期日 令和7年12月16日午前10時30分<br>令和7年10月23日<br>大阪地方裁判所堺支部破産係<br>令和6年(フ)第964号<br>堺市北区北長尾町8丁3-3、住民票上の住所堺市北区大豆塚町1丁12番地31<br>破産者 オートサプライヤーフジイこと 藤井 清久子<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月13日午前10時<br>令和7年10月23日<br>大阪地方裁判所堺支部破産係<br>令和7年(フ)第625号<br>堺市北区百舌鳥梅町3丁26番地16<br>破産者 株式会社ZIGカンパニー<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月20日午前10時30分<br>令和7年10月23日<br>大阪地方裁判所堺支部破産係<br>令和6年(フ)第209号<br>北九州市小倉南区富士見2丁目2番3-501号<br>破産者 田代 朋法<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月20日午後1時30分<br>令和7年10月23日<br>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部<br>令和7年(フ)第375号<br>相模原市緑区下九沢648番地8 ひかりⅡ 648-102号室<br>破産者 大塚 優香(旧姓島村)<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月13日午後1時30分<br>令和7年10月24日<br>横浜地方裁判所相模原支部<br>令和6年(フ)第283号<br>群馬県高崎市高関町167番地9<br>破産者 佐藤 理<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月19日午前11時50分<br>令和7年10月20日 前橋地方裁判所高崎支部<br>令和7年(フ)第2209号<br>大阪市淀川区西中島2丁目12番8-1308号<br>破産者 中山 智晶<br>1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月26日午後1時30分<br>令和7年10月24日<br>大阪地方裁判所第6民事部<br>令和7年(フ)第535号<br>埼玉県和光市白子1丁目8番3-105号 ルクール<br>破産者 大角 英<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月28日午後2時10分<br>令和7年10月22日<br>さいたま地方裁判所第3民事部破産係<br>令和7年(フ)第55号<br>愛媛県松山市湯の山8丁目1番地9<br>破産者 株式会社山河建築<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>2 一般調査期日 令和8年2月12日午後2時30分<br>令和7年10月23日 松山地方裁判所民事部 |
|--|--|

**令和7年(フ)第288号**  
京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字東奥谷6番地の1  
破産者 南出 昌央  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月28日午前10時15分  
令和7年10月24日  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第49号**  
広島県呉市豊町久比2431番地3  
破産者 横手 伸穂  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月18日午後1時30分  
令和7年10月22日 広島地方裁判所呉支部  
**令和7年(フ)第88号**  
福島県須賀川市八幡山232番地1  
破産者 株式会社アイ・パートナー  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月19日午後3時  
令和7年10月24日  
福島地方裁判所郡山支部破産係  
**令和7年(フ)第746号**  
福岡市早良区東入部1丁目32番18号  
破産者 有限会社ピー・ファクトリー  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月19日午後1時30分  
令和7年10月24日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第747号**  
福岡市早良区東入部1丁目32番18号  
破産者 野田 孝則  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月19日午後1時30分  
令和7年10月24日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第742号**  
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1118番地2 カンフォーロ藤木101号  
破産者 佐藤 功一  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月23日午後3時  
令和7年10月24日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1166号**  
福岡県筑紫野市湯町2丁目8番27号  
破産者 南島機械こと 南島 利行  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月23日午後1時30分  
令和7年10月20日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第1385号**  
福岡市東区箱崎ふ頭3丁目1番15-1010号  
オリエントビルN.o. 88 マリナゲートサンズ、前住所福岡市早良区野芥6丁目42番8号  
破産者 川村 武士  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月23日午後2時30分  
令和7年10月24日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(フ)第21号**  
広島県安芸高田市美土里町横田1719番地、前住所広島県庄原市西本町1丁目13番3号  
破産者 岡田 健二  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月23日午前11時15分  
令和7年10月24日 広島地方裁判所三次支部  
**令和7年(フ)第62号**  
長野県安曇野市穂高有明7958番地4  
破産者 田島 旭  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月26日午前11時30分  
令和7年10月27日 長野地方裁判所松本支部  
**令和7年(フ)第197号**  
埼玉県草加市松江5丁目5番1号  
破産者 株式会社SKTテクニカ  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月16日午前11時20分  
令和7年10月24日  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第356号**  
埼玉県草加市青柳8丁目37番4号 パークサイド第2-A棟B-2号、旧住所埼玉県草加市青柳6丁目9番31号  
破産者 柴田 哲也  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月21日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月23日午後3時  
令和7年10月24日  
福岡地方裁判所第4民事部

**免責審尋期日**

**令和6年(フ)第2142号**  
東京都多摩市鶴牧1丁目25番地の2ヴィークステージ多摩センター307  
破産者 中尾 隆子  
審尋期日 令和7年12月12日午後1時30分  
令和7年10月23日  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**特別清算開始**  
**令和7年(ヒ)第501号**  
福島市荒町2番12号  
清算株式会社 昭和ビル株式会社  
代表清算人 吉田 裕子  
1 決定年月日 令和7年10月21日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
福島地方裁判所第1民事部  
**令和7年(ヒ)第2074号**  
東京都葛飾区東金町3丁目4番6号  
清算株式会社 株式会社TTS  
代表清算人 飯野 龍介  
1 決定年月日 令和7年10月3日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
東京地方裁判所民事第20部  
**特別清算終結**  
**令和7年(ヒ)第101号**  
北海道登別市常盤町3丁目1番地9  
清算株式会社 株式会社三樹  
代表清算人 築田 浩一  
1 決定年月日 令和7年10月22日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
札幌地方裁判所室蘭支部  
**令和7年(ヒ)第2036号**  
東京都文京区本駒込4丁目40番6号  
清算株式会社 株式会社ジュネーブ  
1 決定年月日 令和7年10月22日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第1008号**

名古屋市南区南野3丁目129番地  
清算株式会社 株式会社リレイション  
代表清算人 武内 成泰

- 1 決定年月日 令和7年10月20日
- 2 主文 次の協定を認可する。  
協定

1 清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金額から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額（以下、「弁済原資」という。）がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から2か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。なお、本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から1か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。

2 清算株式会社の清算結了間までに発生する一般の先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、隨時に弁済する。

以上  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(ヒ)第3027号**

大阪市淀川区新高1丁目7番29号  
清算株式会社 株式会社ナイス  
代表清算人 栗本 友敦

- 1 決定年月日 令和7年10月21日
- 2 主文 本件協定を認可する。  
協定

1 本協定における協定債権者は、表1【債権者名】記載の13名である。

2 清算株式会社は、各協定債権者に対して、表1の債権額欄記載のとおりの支払義務があることを確認する。

3 各協定債権者は、清算株式会社と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した事業再生計画（甲9。以下「再生計画」という。）に基づき、表1【債権額】総額（元本及び利息・遅延損害金等その名目を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における弁済対象債権額の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が第3項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(表1省略)

以上

大阪地方裁判所第6民事部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第160号**

埼玉県上尾市大字上尾村581番地45

再生債務者 渕 基

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第11号**

千葉県茂原市茂原1515番地7 サンフォーラム202

再生債務者 岸 優太

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

**令和7年(再イ)第23号**

千葉県旭市蛇園3607番地15

再生債務者 宮内 亮

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和7年(再イ)第9号**

長野県佐久市根岸1255番地118

再生債務者 三浦 洋介

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで

長野地方裁判所佐久支部

**令和7年(再イ)第54号**

岐阜県各務原市鵜沼各務原町2丁目87番地7

再生債務者 川崎 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月2日まで

岐阜地方裁判所

**令和7年(再イ)第7号**

愛媛県今治市玉川町別所甲91番地9

再生債務者 宮崎 光平

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月21日から令和7年11月28日まで

松山地方裁判所今治支部

**令和7年(再イ)第26号**

滋賀県愛知郡愛荘町長野906番地5

再生債務者 中山マルコスこと MARCOS HIROSHI NAKAYAMA

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月8日まで

大津地方裁判所彦根支部

**令和7年(再イ)第206号**

福岡市東区和白丘3丁目16番43号 セーヌ和白丘105号

再生債務者 伊勢 康

- 1 決定年月日時 令和7年10月20日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月1日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第275号**

福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番地3 グランシャリオ篠隈C棟206号

再生債務者 斎藤 良介

- 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月25日から令和7年12月2日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第266号**

大阪市平野区長吉出戸8丁目3番3-310号  
(住民票上の住所和歌山県伊都郡九度山町大字河根751番地)

再生債務者 岡田 健司

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月8日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第236号**

福岡市博多区月隈3丁目34番4-102号 レオパレスセルバ

再生債務者 山口 雅也

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第254号**

福岡市西区石丸3丁目31番10号

再生債務者 西村 智広

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <b>令和7年（再イ）第45号</b><br>茨城県桜川市西桜川2丁目34番地<br>再生債務者 堀 秀美<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで                              | 横浜地方裁判所相模原支部<br><b>令和7年（再イ）第33号</b><br>長野県東筑摩郡朝日村大字古見631番地1<br>再生債務者 上條 慧祐<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで            | 広島地方裁判所呉支部<br><b>令和7年（再イ）第18号</b><br>広島県吳市東惣付町5番79号<br>再生債務者 櫻井 近史<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和8年1月5日まで                           | 新潟地方裁判所民事部<br><b>令和7年（再イ）第16号</b><br>山口県防府市開田21番11号<br>再生債務者 末岡 誠<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月8日まで                                  |
| <b>令和7年（再イ）第30号</b><br>茨城県取手市神浦10番地2<br>再生債務者 齊藤幸之助<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月25日まで                                | 水戸地方裁判所<br><b>令和7年（再イ）第401号</b><br>大阪市東住吉区湯里2丁目14番26号 ロイヤル湯里 403号<br>再生債務者 岩本庸雄こと 李 庸雄<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで | 長野地方裁判所松本支部<br><b>令和7年（再イ）第401号</b><br>大阪市東住吉区湯里2丁目14番26号 ロイヤル湯里 403号<br>再生債務者 岩本庸雄こと 李 庸雄<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで | 広島地方裁判所呉支部<br><b>令和7年（再イ）第262号</b><br>福岡県太宰府市宰都1丁目5番13-102号<br>再生債務者 杉山 和也<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月5日まで                        |
| <b>令和7年（再イ）第235号</b><br>福岡市早良区原2丁目13番56-903号 レジデンシャル原プランシエラ サニー・テラス<br>再生債務者 宮本 晃一<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで | 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部<br><b>令和7年（再イ）第442号</b><br>大阪市東住吉区田辺1丁目8番21号<br>再生債務者 藤本 強<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで               | 大阪地方裁判所第6民事部<br><b>令和7年（再イ）第442号</b><br>大阪市東住吉区田辺1丁目8番21号<br>再生債務者 藤本 強<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで                   | 福岡地方裁判所第4民事部<br><b>令和7年（再イ）第24号</b><br>函館市港町3丁目18番8-208号<br>再生債務者 北田 明良<br>1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで                           |
| <b>令和7年（再イ）第266号</b><br>福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2255番地3 ベルソレイユ104号<br>再生債務者 黒川 泰資<br>1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで              | 福岡地方裁判所第4民事部<br><b>令和7年（再イ）第103号</b><br>広島市西区高須台4丁目2番19号<br>再生債務者 中芝 憲治<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで               | 大阪地方裁判所第6民事部<br><b>令和7年（再イ）第103号</b><br>広島市西区高須台4丁目2番19号<br>再生債務者 中芝 憲治<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで                   | 宮崎地方裁判所都城支部<br><b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b><br><b>令和7年（再イ）第10号</b><br>茨城県ひたちなか市十三奉行1974番地11（前住所）茨城県水戸市堀町2110番地の10 プレアージュⅠ106号<br>再生債務者 斎藤 英志<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで<br>令和7年10月23日 水戸地方裁判所 |
| <b>令和7年（再イ）第58号</b><br>相模原市緑区下久沢2038番地1 112号<br>再生債務者 竹原 哲<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午前11時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  | 福岡地方裁判所第4民事部<br><b>令和7年（再イ）第17号</b><br>広島県呉市音戸町波多見6丁目5番31号<br>再生債務者 石原 隆<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。   | 広島地方裁判所民事第4部<br><b>令和7年（再イ）第79号</b><br>新潟市中央区南篠口1丁目8番20号 ダイアパレス南篠口304号<br>再生債務者 本間 信博<br>1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  | <b>令和7年（再イ）第21号</b><br>茨城県水戸市住吉町64番地の30<br>再生債務者 大津 拓与<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで<br>令和7年10月23日 水戸地方裁判所   |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 令和7年（再イ）第49号<br>栃木県宇都宮市さつき2丁目4番48号<br>再生債務者 池澤 晃宏<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>13日まで<br>令和7年10月23日<br>宇都宮地方裁判所第1民事部                           | 令和7年（再イ）第45号<br>岐阜県各務原市蘇原東栄町1丁目45番地7<br>再生債務者 伊藤 憲治<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日 岐阜地方裁判所                     | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>17日まで<br>令和7年10月27日 岐阜地方裁判所            | 令和7年（再イ）第185号<br>福岡市東区千早1丁目6番17号<br>再生債務者 片原 敏成<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日<br>付け再生計画案<br>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11<br>月10日<br>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>10日まで<br>令和7年10月20日<br>福岡地方裁判所第4民事部                      |
| 令和7年（再イ）第9号<br>埼玉県加須市久下3丁目359番地11<br>再生債務者 池田 香織<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>さいたま地方裁判所第3民事部                           | 令和7年（再イ）第76号<br>愛知県北名古屋市鹿田藤の木43番地2<br>再生債務者 酒江 明博<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>名古屋地方裁判所民事第2部               | 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>17日まで<br>令和7年10月27日 津地方裁判所松阪支部        | 令和7年（再イ）第216号<br>福岡市博多区稲田1丁目9番13—905号 ブ<br>レスステージ東比恵<br>再生債務者 楠元 大貴<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日<br>付け再生計画案<br>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11<br>月10日<br>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>10日まで<br>令和7年10月20日<br>福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年（再イ）第86号<br>さいたま市見沼区大字南中丸1364番地1<br>ラークA101<br>再生債務者 小谷 和正<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>さいたま地方裁判所第3民事部              | 令和7年（再イ）第26号<br>大分市大字志生木1329番地の3<br>再生債務者 高橋 恒治<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年9月10日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>大分地方裁判所民事第1部破産再生係             | 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>21日まで<br>令和7年10月24日<br>甲府地方裁判所民事部破産係  | 令和7年（再イ）第19号<br>山梨県甲府市善光寺3丁目28番4号<br>再生債務者 鈴木 武<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>21日まで<br>令和7年10月24日<br>甲府地方裁判所民事部破産係   |
| 令和7年（再イ）第136号<br>さいたま市見沼区春岡1丁目1番地41<br>再生債務者 横瀬慎太郎<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>さいたま地方裁判所第3民事部                         | 令和7年（再イ）第52号<br>東京都昭島市美堀町2丁目16番27号<br>再生債務者 佐伯 亮<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>17日まで<br>令和7年10月27日<br>東京地方裁判所立川支部民事第4部            | 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>21日まで<br>令和7年10月24日<br>大阪地方裁判所第6民事部   | 令和7年（再イ）第162号<br>大阪府東大阪市岸田堂西1丁目6番27号<br>再生債務者 園尾 悠志<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>21日まで<br>令和7年10月24日<br>大阪地方裁判所第6民事部  |
| 令和6年（再イ）第70号<br>岐阜県各務原市那加前洞新町2丁目120番地<br>1 （サクラアベニューII 202）<br>再生債務者 出口 亮輔<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>さいたま地方裁判所第3民事部 | 令和7年（再イ）第25号<br>岐阜県各務原市那加桜町1丁目121番地11<br>再生債務者 可児 吉康<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>17日まで<br>令和7年10月27日 岐阜地方裁判所                     | 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>25日まで<br>令和7年10月27日<br>札幌地方裁判所室蘭支部再生係 | 令和7年（再イ）第27号<br>福岡市中央区警固1丁目6番48号<br>再生債務者 七尾 葵<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日<br>付け再生計画案<br>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11<br>月10日<br>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>10日まで<br>令和7年10月20日<br>福岡地方裁判所第4民事部                       |
| 令和7年（再イ）第28号<br>岐阜県各務原市那加柄山町91番地<br>再生債務者 松島 章浩<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日 岐阜地方裁判所                                      | 令和7年（再イ）第9号<br>北海道室蘭市絵鞆町2丁目14番17号 グラン<br>ド・ヒルズ<br>再生債務者 佐藤恭一郎<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>25日まで<br>令和7年10月27日<br>札幌地方裁判所室蘭支部再生係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>25日まで<br>令和7年10月27日 札幌地方裁判所小樽支部       | 令和7年（再イ）第6号<br>岡山市南区三浜町2丁目11番10号 フェリオ<br>三浜1-101<br>再生債務者 河野 扇音<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日<br>付け再生計画案<br>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11<br>月14日<br>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月<br>14日まで<br>令和7年10月24日<br>岡山地方裁判所第3民事部     |

## 令和7年（再イ）第69号

岡山市北区平野729番地72

再生債務者 行田 直彦

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月14日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで

令和7年10月24日

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年（再イ）第218号

福岡県太宰府市吉松2丁目7番6号 ロータスコートN102号

再生債務者 小原 良仁

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月14日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで

令和7年10月24日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第26号

長崎県長崎市深堀町1丁目85番地10

再生債務者 石井 敏正

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月17日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月17日まで

令和7年10月27日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

## 令和7年（再イ）第34号

兵庫県明石市魚住町西岡278番地の4

再生債務者 高原かず子

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで

令和7年10月24日

神戸地方裁判所明石支部再生係

## 小規模個人再生による再生計画不認可

## 令和5年（再イ）第300号

福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2232番地15

再生債務者 浅井 啓

1 主文 本件再生計画を認可しない。

2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条2項1号及び同法202条2項2号に定める事由がある。  
令和7年10月24日福岡地方裁判所第4民事部  
小規模個人再生による再生計画取消

## 令和3年（再イ）第62号

大阪府富田林市喜志町2丁目6番1号

再生債務者 近藤 宜宏

1 主文 本件再生計画を取り消す。  
2 理由の要旨 令和4年2月8日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。  
令和7年10月24日大阪地方裁判所堺支部個人再生係  
小規模個人再生による再生手続廃止

## 令和7年（再イ）第209号

福岡市早良区早良7丁目36番13号

再生債務者 中島 正毅

1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和7年10月22日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第9号

広島県呉市阿賀北8丁目12番10号ベルコート岡田402（住民票上の住所）広島県呉市幸町8番1号海上自衛隊

再生債務者 長野 凌武

1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。  
令和7年10月27日 広島地方裁判所呉支部

## 小規模個人再生による再生計画変更

## 令和4年（再イ）第6号

長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1726番地83

再生債務者 竹田 里志

1 主文 本件変更再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年10月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年10月21日 長野地方裁判所佐久支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

## 令和7年（再口）第3号

高知市仁井田3355番地4

再生債務者 川久保拓馬

1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで高知地方裁判所民事部個人再生係  
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

## 令和7年（再口）第5号

福岡市東区香椎台2丁目4番2号

再生債務者 福島 智行

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年11月14日まで  
令和7年10月24日福岡地方裁判所第4民事部  
給与所得者等再生による再生計画認可

## 令和7年（再口）第1号

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字後寺55番地6

シーズハイツA202（前住所）福島県伊達市保原町字油谷地12番地12

再生債務者 山下 克文

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年10月24日

## 福島地方裁判所白河支部再生係

## 令和7年（再口）第3号

岡山県倉敷市林275番地12

再生債務者 宮原 幹弥

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年10月24日

## 岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年（再口）第1号

徳島県板野郡松茂町中喜来字稻本49番地23

再生債務者 新口 守寿

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年10月27日 徳島地方裁判所民事部

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつたので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

## 令和7年（チ）第1号

北海道滝川市朝日町西1丁目1番21号

申立人 新山 弘晃

住所・居所 不明

(最後の住所) 北海道札幌市白石区青葉町8丁目2-104

所在等不明共有者 山川 義一

届出期間満了日 令和8年2月20日

令和7年10月21日 札幌地方裁判所滝川支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 滝川市江部乙町

地番 1846番69

地目 雜種地

地積 12720平方メートル

所在等不明共有者の持分 15分の2

2 所在 滝川市江部乙町

地番 1846番49

地目 宅地

地積 272.94平方メートル

所在等不明共有者の持分 15分の2

## 令和7年(チ)第7号

神戸市須磨区友が丘1丁目180番地  
 申立人 西村千代美  
 大阪市中央区鎌屋町1丁目3番10—1201号  
 申立人 楠本ともみ  
 住所・居所 不明  
 (住民票上の住所) 和歌山市田野212番地  
 所在等不明共有者 加納 祥子  
 届出期間満了日 令和8年2月20日  
 令和7年10月22日 和歌山地方裁判所  
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 和歌山市加太字向町  
 地番 431番  
 地目 宅地  
 地積 72.72平方メートル
- 2 所在 和歌山市加太 431番地  
 家屋番号 190番  
 種類 居宅  
 構造 木造瓦葺平家建  
 床面積 44.62平方メートル  
 共有者 加納祥子の共有持分 各2分の1

## 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

## 令和6年(チ)第11号

三重県桑名市長島町長島中町55番地11  
 申立人 神谷 正樹  
 住所・居所 不明  
 所在等不明共有者 阪野千代子  
 届出期間満了日 令和8年2月24日  
 令和7年10月21日 名古屋地方裁判所  
 (別紙) 物件目録  
 所在 名古屋市西区新道一丁目  
 地番 2509番  
 地目 宅地  
 地積 159.60平方メートル  
 所在等不明共有者 阪野千代子の持分 3分の1

## 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第39号

大阪市中央区常盤町2丁目2番13号  
 申立人 日本住宅開発株式会社  
 住所・居所 不明  
 (最後の住所) 不明  
 (不動産登記記録上の住所) 神戸市長田区大橋町四丁目4番12号  
 所有者 山口 征子  
 届出期間満了日 令和7年12月22日

令和7年10月22日 神戸地方裁判所  
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市兵庫区駅前通二丁目  
 地番 2番18  
 地目 宅地  
 地積 34.11平方メートル
- 2 所在 神戸市兵庫区駅前通二丁目2番地18  
 家屋番号 2番18  
 種類 居宅  
 構造 木造瓦葺平家建  
 床面積 26.44平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第5号

東京都江戸川区南葛西3丁目12番15 葛西第1スカイハイツ303  
 申立人 渡邊千賀子

## 住所・居所 不明

(固定資産評価証明書上の住所) 岩手県八幡平市大更第32地割61番地

所有者 田村 西松  
 届出期間満了日 令和7年12月22日  
 令和7年10月22日

盛岡地方裁判所第2民事部  
 (別紙) 物件目録

所在 八幡平市大更第25地割  
 地番 88番  
 地目 宅地  
 地積 79.33平方メートル

## 令和7年(チ)第6号

岐阜県大垣市津村町1丁目258番地1  
 申立人 松榮 琴音  
 住所・居所 不明  
 (最後の住所・不動産登記記録上の住所) 岐阜県大垣市津村町1丁目47番地8  
 所有者 安田 和智  
 届出期間満了日 令和7年12月17日

令和7年10月22日 岐阜地方裁判所大垣支部  
 (別紙) 物件目録

所在 大垣市津村町一丁目  
 地番 16番1  
 地目 畑  
 地積 219平方メートル

## 令和7年(チ)第40号

大阪市中央区常盤町2丁目2番13号  
 申立人 日本住宅開発株式会社  
 住所・居所 不明  
 (最後の住所) 不明  
 (不動産登記記録上の住所) 神戸市兵庫区入江通七丁目22番地の5  
 所有者 中西ミユキ  
 届出期間満了日 令和7年12月22日

令和7年10月22日 神戸地方裁判所  
 (別紙) 物件目録

所在 神戸市兵庫区駅前通二丁目  
 地番 2番17  
 地目 宅地  
 地積 38.57平方メートル

## 令和7年(チ)第13号

広島市中区国泰寺町1丁目6番34号  
 申立人 広島市長 松井 一實

## 住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 安佐郡飯室村254番邸

所有者 天野 ツ子  
 届出期間満了日 令和7年12月19日

令和7年10月21日 広島地方裁判所

(別紙) 物件目録  
 所在 広島市安佐北区安佐町大字飯室字上沖田  
 地番 3479番3  
 地目 墓地  
 地積 3.30平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和6年(チ)第3号

兵庫県明石市魚住町長坂寺443—3  
 申立人 奥野 晃治  
 住所・居所 不明  
 所有者 不明

届出期間満了日 令和7年12月8日

令和7年10月21日 神戸地方裁判所明石支部  
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 明石市魚住町長坂寺字山越443番地7  
 家屋番号 未登記  
 種類 居宅  
 構造 木造鉄骨メッキ鋼板葺2階建  
 床面積 1階 27.0平方メートル  
 2階 27.0平方メートル

- 2 所在 明石市魚住町長坂寺字山越443番地7  
 家屋番号 未登記  
 種類 倉庫  
 構造 木造鉄骨メッキ鋼板葺1階建  
 床面積 17.5平方メートル

- 3 所在 明石市魚住町長坂寺字山越443番地7  
 家屋番号 未登記  
 種類 車庫  
 構造 コンクリートブロック造1階建  
 床面積 26.0平方メートル

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年8月十五日

掲載頁 五頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年11月五日

掲載頁 五頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年8月十五日

掲載頁 五頁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月五日

掲載頁 五頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年8月十五日

掲載頁 五頁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月五日

掲載頁 五頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年8月十五日

掲載頁 五頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年3月二十八日

掲載頁 六十七頁(号外第六十九号)

令和7年11月五日

長野市篠ノ井御幣川八七七番地一

(甲) 株式会社土木管理総合試験所

代表取締役 下平 雄二

(甲) ブルースカイブリッジファンドN

代表社員 ブルースカイブリッジファンドN

代表取締役 波場 貴士

## 合併公告

令和7年10月二十五日開催の甲の臨時総代会及び同日開催の乙丙の臨時総代会において、令和八

年四月一日をもつて左記農業協同組合は合併し、甲がその権利義務一切を承継して福岡久留米農業

協同組合として存続し、乙丙は解散することを決

議いたしましたので、この決議に対し異議のある

債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、それ

ぞれの主たる事務所に備え置いております。

以上、農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公

告いたします。

令和7年11月五日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月五日

沖縄県糸満市字北波平三八四番地の一

有限会社A P センター

代表取締役 比嘉 正利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

更効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号はカラーリー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

名古屋市中区大須三丁目四〇番一七号

合資会社丸キ鬼頭家具  
代表社員 鬼頭 克典

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り二八番地  
合同会社○range-KAO  
代表社員 横田 香里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り二八番地  
合同会社○range-KAO  
代表社員 横田 香里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

三重県津市森町一九四五番地一一  
コスモカンパニー合同会社  
代表社員 松田 好旦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町三三  
一番地 ジェイナビゲーター合同会社

組織変更公告

効力発生日は令和八年一月一日であり組織変更後の商号はジェイナビゲーター株式会社としました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町三三  
一番地 ジェイナビゲーター・ゲー

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

佐賀県唐津市坊主町五二〇番地一二  
合同会社ライデンキャピタル  
代表社員 成富 康裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

熊本市東区戸島七丁目一七番二一一〇一号  
合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都港区西新橋二丁目七番四号  
CJ Olive Young Japan  
a n株式会社 代表取締役 パクジンス

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二番三号  
GMOオフィスサポート株式会社  
代表取締役 松永 知也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都台東区浅草橋五丁目二七番一一二  
○一号 株式会社ONE SHEEN  
代表取締役 高山 尚峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

株式会社ONE SHEEN  
代表取締役 高山 尚峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都台東区浅草橋五丁目二七番一一二  
○一号 株式会社ONE SHEEN  
代表取締役 高山 尚峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

株式会社ONE SHEEN  
代表取締役 高山 尚峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

株式会社ONE SHEEN  
代表取締役 高山 尚峰

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://adam.jp/>

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号  
GMOアダム株式会社  
代表取締役 服部 遥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社ライデンキャピタル  
代表社員 成富 康裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

熊本市東区戸島七丁目一七番二一一〇一号  
合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

東京都港区西新橋二丁目七番四号  
CJ Olive Young Japan  
a n株式会社 代表取締役 パクジンス

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百四十四万七百五十円、資本準備金の額を九百四十四万七百五十円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社ライデンキャピタル  
代表社員 成富 康裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月五日

合同会社TOMI-SYO  
代表社員 富崎 和穂

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月を目途として開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公表します。

令和七年十一月五日

大阪市北区豊崎三丁目九番七号

ハクスイテック株式会社

代表取締役 泉 豊禄

定款変更につき通知公告  
当社は、令和七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年十一月五日

東京都足立区鹿浜六丁目二二番九号

飯野運輸株式会社

代表取締役 飯野 建栄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告  
当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月八日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月五日  
東京都北区滝野川七丁目一一番八号  
高波商事株式会社  
代表取締役 高波 雪子

## 限定承認公告

本籍東京都江東区北砂三丁目三三一番地、最後の住所埼玉県川口市北原台二丁目一二番三〇一三〇五号

ソフィア東川口  
被相続人 死 村上 博

右被相続人は令和七年六月十七日死亡し、その相続人は令和七年十月二十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び被相続人は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年十一月五日

埼玉県川口市北原台二丁目一二番三〇一三〇五号  
ソフィア東川口

相続財産清算人 村上久美子

## 限定期認公告

本籍大阪府泉佐野市高松東二丁目六四九四番地、最後の住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原一四四番地一 中央北住宅団地一〇六号室

被相続人 亡 井之上善雄

右被相続人は令和六年十二月二十二日死亡し、その相続人は令和七年十月二十七日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び被相続人は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年十一月五日

大阪府岸和田市藤井町一丁目一八番二七号

相続財産清算人 永橋 善彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告  
当社は、優先資本金の額を二十三億円減少する

八日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
ハーモニー特定目的会社

取締役 チヨン・チュン・カウ

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条に

所持する方は、効力発生日である令和七年十二月八日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
ハイモニー特定目的会社

取締役 チヨン・チュン・カウ

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条の

規定に基づき、優先資本金の額を二十三億円減少する

ことになりました。

令和七年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
ヒルズ仙石山森タワー四〇階

JM メンサ特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条に

規定に基づき、優先資本金の額を二十三億円減少する

ことになりました。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーチ  
ヒルズ仙石山森タワー四〇階

JM ドラコ特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条に

規定に基づき、優先資本金の額を二十三億円減少する

ことになりました。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(甲) Sora・Investment株式会社

代表取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) Sora・Investment株式会社

代表取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目四番五号アーチ  
ルズサウスタワー一四階

(乙) 有限会社誠貞  
取締役 宮戸 譲

取消公告  
令和七年八月二十六日 (本紙第一五三五号) 掲載の合併公告を取消します。

令和七年十一月五日